

八尾春雄町議は、7月15日（党創立記念日）5項目にわたり一般質問を行いました。横峯公園でのペット連れの散歩については一歩前進し、来年3月末を期限として、犬の散歩で利用できるエリアとそうでないエリアを指定して実証することとなりました。

○議長（吉村裕之君） 休憩を解き、再開します。

次に、14番、八尾春雄議員の発言を許します。14番、八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 14番、八尾春雄でございます。今日はたくさん傍聴をありがとうございます

1921年7月1日は中国共産党の創立記念日でございます。先日、天安門前広場で100周年の記念行事が行われたようでございます。我が国の政権と自民党、公明党はかの党に対してお祝いのメッセージを送ったそうであります。香港の問題や新疆ウイグル自治区の問題や南シナ海の国際法無視のことなど大変心配をしております、およそ共産党に値しない政党だと思っております、日本共産党は何ら対応いたしておりません。そのことを明確にした上で質問に入ります。

今回は5つの質問を準備をいたしました。

横峯公園でのペット連れの散歩について。

近隣公園として30年余り利用されている横峯公園は、地域の皆さんに親しまれている。住民参加のワークショップを経て、樹木の計画的な配置・育成に取り組み、地元住民からも歓迎の声が上がっている。

①町は公園法にも広陵町公園条例にも定めがない内容を看板で告示し、ペットについて、「ペットを連れてこないように」との呼びかけを行っている。一方、愛犬家各位は動物愛護管理法や環境省からのメッセージを受け止め、他の公園利用者の妨げにならないよう、冷静で配慮ある行動をとっておられる。中にはよその犬のふんの始末をしている方もある。看板の表記を実態に合わせ、かつ法令の定める内容に変更してはどうか。

②看板の表記を根拠に「公園ではペットは禁止だ」と大声を出し、公園利用者を威圧罵倒する事件が発生している。またこの人物は度々町職員に対して「やる気がない、能力がない」などと根拠のない攻撃をしているとの指摘もある。どのように対応したか。また今後どのように対応するのか。

大きな2番目でございます。

コロナワクチン接種の明確な遅れについて。

6月21日から85歳以上の方にコロナワクチンを接種を開始するまで、広陵町は接種率7%台を低迷し、県内自治体の最下位となって、住民から心配する声や、不熱心な町の取組を非難する方も現れ、このまま放置できない。また、政府が示したように、7月末までに65歳以上で希望者全員の接種が終わることが目標などといって標榜し、接種遅れの根本を反省しない態度を取っている。

①町内で開業している医師（医療法人を含む）に対して、いつ、どのように協力を要請したのか。申入れ文書を開示してほしい。交渉のやりとりはどうであったか。

②町内で開業している医師は何名か。協力を表明した医師数、条件付で協力を表明した医

師数、協力できないと表明した医師数、返事をしなかった医師数を明らかにしてほしい。

③今後の接種の取組について明らかにしてほしい。

大きな3番目でございます。

中央公民館の建て替えについて。

公民館建て替えの運動団体から議会議員に対する懇談の申入れがあり、去る6月24日意見交換を行っている。議会が全会一致で採択した請願であり、現時点で議員から見直しの声等は全く出ていない。

①国からの補助金をどこからどのように調達できるか調査したか。社会教育・防災・住民自治などの分野で使える補助金制度がないかどうか、他の自治体の事例なども研究したのか。その結果はどうであるのか。また、町の調査結果について審議会にその内容を報告したか。

②少子化が公共施設の今後を検討する上でキーワードとなっているようだ。また去る7月2日、議会全員協議会で配付された広陵町公共施設長寿命化（保全）計画との中では、どのように位置づけているのか。

大きな4番目でございます。

小学校・中学校の学級定員改善について。

令和3年3月31日、参議院は、小学校全学年の学級人数上限を現行の40人から35人に引き下げる改正義務教育標準法（正式名称は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）を全会一致可決し、成立した。小学校全体で学級規模を縮小するのは40年ぶりとのことである。

①この改定が実施されても段階的な実施のため、現在の3年生以上は卒業まで40人学級のままとするが、町としての独自の手だても検討しているとのことである。今後の見通しを明らかにしてほしい。特に中学生は対象外となっているが速やかに対象にしてもらいたい。

②義務教育標準法第15条で（教職員定数の算定に関する特例）が定められている。この活用で必要な教員確保を行ったことがあるか、あるいは行う計画はないか。

大きな5番目でございます。

町立図書館に故人の蔵書の寄附を受け入れることについて。

郷土史家坂野平一郎氏が亡くなり、遺族が保管している資料（史料）が7月24日・25日に町立図書館で披露される。同氏をはじめ、多くの町民の活動で、多数の古墳が開発の中でも守られたことは我がまちの町名の由来にも関わり、大きな意義を持っている。

①当初「坂野文庫」（仮称）として図書館に蔵書として保管してはどうかとの提案は図書館側の事情で了解されなかった。個人名を冠したコーナーの設置はしないとの方針か。

②いわゆる終活でテーマになるのは、食器・被服・写真とともに書籍・史料と言われる。代替わりでその値打ちが分からない場合もあり、図書館が適切に関与して、いろいろな方法があるので書籍・資料・史料の散逸を防ぎ、郷土の宝として保全を図ってはどうか。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉村裕之君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず1番目の横峯公園でのペット連れの散歩についての御質問でございます。

一つ目の公園内看板の表記を実態に合わせた内容に変更してはどうかとの御質問につきま

しては、議員御指摘のとおり公園で犬などのペットを散歩させてはいけないという法律や条例はございません。しかしながら、公園を利用される方には、犬などのペットが好きな方だけでなく、犬などのペットが怖い方、嫌いな方もおられます。また、一部の飼い主によるマナーに反する利用が見受けられ、ふん尿の不始末やそれに伴う不衛生な状態は、公園における禁止行為を規定する広陵町都市公園条例第5条各号のうち、第1号の都市公園を損傷し、または汚損することに当たることから、多くの方が利用される公園では、「犬などのペットを連れてくるのはやめましょう。」と看板によりお願いをしているところでございます。しかしながら近年、議員が認識されておられますように、飼い主のマナーは向上しているように私自身も感じているところでございます。また、本町では、香芝警察署と合同で犬の散歩に合わせて地域の見守り活動を行っているわんわんパトロール隊の応援や、災害救助犬の出動に関する協定の締結など、犬との関わり方も変わってきております。

こうしたことから、現在の公園利用、また、今後の公園利用について、住民の方の意見を聴きながら、より多くの方が安全に、また安心して利用できる公園となるよう看板の表記内容についても検討を進めてまいります。

二つ目の公園利用者に威圧的対応する人物にどのように対応するのかとの御質問につきまして、威圧的な対応をした方、威圧的な対応をされた方と、それぞれ別の日にお話をする機会があり、そのときのことを聞くことができました。住民同士のトラブルは非常に残念なことでありますので、私からは両者に住民同士仲よくしていただくようお願いしたところでございます。

2番目のコロナワクチン接種の明確な遅れについての御質問でございます。

一つ目の町内医師との交渉の状況について、お答えいたします。

町内医師には、令和3年2月15日付、事務連絡、「新型コロナワクチン予防接種実施に係る協力依頼について」と題し、けんこう推進課長名により、文書での依頼を行いました。まだまだ、方向性が不透明な時期ではございましたが、優先接種対象者である高齢者への接種を集団接種で進めていく方向で検討しており、御協力のお願いをしたところでございます。3月10日に開催されました地区医師会の会議の席上におきまして、私と、副町長から重ねてお願いをさせていただきました。以前から、保健事業等におきまして、地区医師会とは協力体制にございましたので、救急体制や接種の進め方、医師や看護師の協力体制について、順次協議を重ねておりましたが、一堂に会していただける機会を取ることができず、個別に御意見を伺い、集約をする形となってしまいました。

次に、町内医師全体に文書でお願いいたしましたのは、4月25日の会場シミュレーションの依頼でございます。それ以降は、会議の席で医師会側からもFAXで行うという要望があったこともあり、日程調整は全てFAXで行っております。

次に、二つ目の町内の医師数についてお答えいたします。

町内の医療機関数は19か所、健診センターは1か所でございます。医療機関に数名所属されている場合もございまして、地区医師会として御協力いただけるということでございました。1か所は透析専門の医療機関でございますので、かかりつけの患者さんについて高齢者から接種を実施していただきました。また、眼科医さんについては、情報提供のみとし、依頼は行っておりません。開業されていない医師の協力を得ることもできており、現在18名の医師の協力が得られる状況でございます。協力できないという方や返事がなかった方は

ございません。

最後に、三つ目の今後の接種の取組につきましては、7月中旬から受入れ可能な医療機関での個別接種を開始いたします。また、59歳以下の方の集団接種につきましては、さきに坂口議員、岡橋議員にお答えさせていただいたとおり、ワクチン配分の状況を見ながら、8月、9月におきまして、接種を計画してまいります。

3番目の中央公民館の建て替えについての御質問でございます。

新しい施設の建設におきましては、有利な補助制度や起債などの活用が求められることは言うまでもありません。補助や起債におきまして、対象施設やその整備内容について、該当するかどうかなど、総合的に検討し、最も有利なものを充当していくことが求められます。

検討委員会では、社会教育施設としての公民館機能を持たせつつ、歴史資料館や子育てに関する機能を持った複合施設を前提として議論が進められているところでもあり、それぞれの方向性や内容によって、それらの適用の可否や条件が異なっております。現在、事務局では補助制度や有利な起債の活用だけでなく、各種維持管理コストなど、公共施設マネジメントの観点からも、他の先進的な事例や手法も参考としながら総合的な調査研究を進めております。

今後の予定といたしましては、今年度の審議会におきまして、ソフト面、ハード面の両側面からの議論を展開することとしており、人的、場所的、財政的な制約等、その時々様々な条件も含めて検討委員会でお示しし、より具体性のある議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、少子化の進行は、人口、特に生産年齢人口の減少と高齢化を通じて、地域社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下など、社会経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。平成27年度に策定いたしました広陵町人口ビジョンでは、ゼロ歳から14歳までの年少人口は、減少から2025年に増加に転じるものの、再び2040年から減少すると予測しております。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、減少し続ける傾向となっており、本町の総人口は2060年には約3万人になると予測しております。少子高齢化の進行による人口構造の変化に伴って、公共施設に求められるニーズも変化し、今後、町内の様々な公共施設におきましては、一つの機能にとらわれず、より多くの方が利用しやすい施設となるよう見直す必要があると認識しております。

このことから、全庁的に公共施設マネジメントを進める指針とプランニングの方向性を明確にするため、広陵町公共施設長寿命化（保全）計画を策定したところでございます。当該計画では、広陵中央公民館（かぐや姫ホール）は、築年数47年と老朽化が進んでおり、長寿命化により機能向上工事と併せて既存不適格是正工事も必要となるため、「今後、必要となるコストや利用実態を踏まえた対応方針が求められます。」としております。

また、現在、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会におきまして検討がなされておりますので、当該委員会での御意見を踏まえながら、引き続き検討していくこととしておりますが、さきに説明させていただいた、広陵町公共施設長寿命化（保全）計画で明らかなように、中央公民館、役場庁舎、グリーンパレス、中央体育館の老朽化が進行著しいところであり、建て替え、複合化、リノベーション等の方針を私の任期中にまとめたいと考えております。

4番目、5番目は教育長がお答え申し上げます。私からは以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 八尾議員さんの4つ目、5つ目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず4つ目の小学校・中学校の学級定員改善についてでございます。

定員に関して一つ目の御質問の現在の3年生以上の40人学級の推移についての見込みと対応については、さきの令和3年3月議会で堀川議員の御質問でも答弁をさせていただいております。令和3年度の基準となる小学校1年生と2年生は、奈良県では既に35人学級の対応となっております。全国的に令和4年度以降、段階的に35人学級となっていきますが、現時点で本町における児童数を確認した結果としては、各校、各学年で35人を超える学級はなく、3年生以上の学級におきましても、35人体制の学級編制ができる状況であり、この学級編制を維持してまいりたいと考えております。

中学校におきましては、現在35人を超えている学年は広陵中学校3年生と真美ヶ丘中学校2・3年生となっております。今回の学級編制の改正には御認識のとおり中学校は対象となっておりますが、今後必然的に、学級編制の検討は必要となってくると考えております。その際には、奈良県からの教員配置基準及び少人数加配基準なども考慮した上で町独自の加配も検討してまいりたいと考えております。

次に、二つ目の義務教育標準法第15条の定めを活用した教員確保につきまして、本町単独でこの特例を活用しての配置は行っておりませんが、奈良県としての活用におきまして、栄養教諭の配置や障がいのある児童生徒に対する指導体制の整備としての加配を行っており、本町としてもその恩恵を受けている状況でございます。

その他の教員確保といたしましては、小学校におきましても専門的な知識または技能に関わる教科として音楽、家庭科、図工、英語などの加配が認められており、本町としては家庭科や音楽の専科講師として非常勤講師を配置しております。

今後につきましても、専科指導教員制度を活用し、算数や理科など、また、その他の教科におきましても教員の確保を図るとともに、子供たちに質の高い教育を提供し、きめ細かな指導につなげてまいりたいと考えております。

5つ目の御質問、町立図書館に個人の蔵書の寄附を受けることについての御質問にお答えをさせていただきます。

一つ目の御質問です。

まず冒頭に、図書館法を遵守するための日本図書館協会の図書館の自由に関する宣言には、図書館は国民の知る自由を保障する機関として、資料と施設を提供することが最も重要な任務であると明記されております。求めに応じられるように、できる限り広く偏らずに資料を収集しておく必要があり、ここに資料に関する図書館の中立性の原則が存在いたします。申すまでもなく、予算には一定の限度があるため、無制限に収集をすることはできず、おのずと選択が加えられるのも事実でございます。だからこそ資料収集は自由公平な立場でなされなければなりません。それゆえ特殊な理由がない限り、ある種の資料を特別扱いすることは望ましいことではないと考えております。

加えて、空間の制約があることから、公平中立であるべき図書館として、現状は個人名でのコーナーの設置はしない方針でございます。何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

次に、二つ目の御提案でございますが、町レベルでの図書館の主な使命として認識していることは、町民に対して最新の情報を提供することでございます。一方、貴重な郷土資料を保管していくことも大事な責務ではございます。図書館司書は自館の図書については熟知しておりますが、例えば古文化資料という1分野におきましては専門家ではございません。幅広い分野がある中で、それぞれの貴重さを判断するだけの知識を持つ人員の問題もでございます。寄贈本の受入れに当たっては、情報を整理し、図書を良好な状態に修復し、利用できるようにデータ入力するなど、一般供用までには大変な作業量が必要となります。

書架の容量、資料の整備保管作業にかかる人員等の面から、寄贈いただいた本が配架に至らないことが懸念され、寄贈のあった貴重な資料が段ボール箱に入れられたまま廃棄されるなど問題となっている自治体の事例もでございます。広陵町では一般の寄贈の際には、移管後の取扱いについて図書館の判断に一任すること、最終的には廃棄することもあり得ることを了承していただいてから受け付けているのが現状でございます。

これらのことから、現状、様々な要因の制約があり、いわゆる終活として持ち込まれる図書を図書館で全て管理運用することは大変困難であると言わざるを得ません。貴重な郷土資料をどのように保管するべきなのかは、今後、町の歴史学習会などの中で研究するべき課題であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 答弁ありがとうございました。

では、順番に聞いてまいります。今回もパネルを用意しましたので見てください。

横峯公園に立っている掲示板がこれであります。ちょっと読みづらいんですけども、「犬などのペットを連れてくるのはやめましょう。」とこう書いてあります。公園管理者の名前で出ているわけです。公園管理者は町長ですから、町長が呼びかけをすると。答弁にもありましたように、法律でペットを連れてくるのは禁止だという定めがありませんから利用される方に対して、公園の適正管理を得る上で、これは大事なことなんじゃないかということと呼びかけをさせていただいているわけです。実は、この法律ですね、動物愛護管理法、それから環境省からのメッセージも調べてみましたが、実際に何が大事なのかといたら、環境省は三つ言ってるわけです。一つは、ほえ声が他人の迷惑にならないように注意しましょう。だから大型犬などでわんわんほえたりするといかんから、口輪をしますわな。それからふん尿の始末は必ず行いましょうと。ちゃんと捨て、あるいは尿であれば水で流すとかしましょうねと。屋外に犬を連れていくときは、必ずリードをつけましょうと、こう書いてあるわけです。ひもをつけてくださいよと、放し飼いは駄目ですよと。昔の話で、私が5歳のときに、二つ下の弟が近所の飼い犬に放し飼いの犬にがぶっとかまれたことがありまして、最近そんな飼い犬はいませんよね、ほとんどいませんよね。大概リードをつけておられます。だから飼い主は大変注意をして、道路の散歩をされるんですが、横峯公園も通過したいと、こういう要望を持っておられるんですが、それが看板があることによって、何か自分が違法行為でも犯したかのように思われるのは嫌だなと、こういうことで相談があるわけです。ですから、人が歩いていたら、犬を飼っている人がちょっと脇にのけて注意したらいいでしょうということ言ってるので、この三つを中心に看板を書き換えてもらえませんかということをお願いをしたわけでございます。

それともう一つ、広報こうりょうでございます。5月号に、24ページに身体障がい者補助犬貸与希望者募集と書いてあります。身体障がい者の方に犬が役に立っているということ、を町がアピールしてるわけです。それに加えて、今度は6月号で広陵町・一般社団法人救犬ジャパン、災害救助犬の出動に関する協定書締結式というのが行われて、犬に人の命を救ってもらおうということで広陵町が協定を結んだと、なかなかいいことをしているねと、こういうふうになったわけです。犬ともう少し共生するということを考えてらどうかというふうに思うんですけども、そういう視点で犬が好きな人もいれば、嫌いな人もいるなどというような段階はもう既に終わっております。この看板が設置されたのは30年以上も前の話でありまして、道路にはふんが随分落ちていた。そんな時代に立てられた看板がそのままの状態まで引き継がれているんですけども、状況が改善されているわけだから、それにふさわしいように、何もふんして、そのままにして構いませんよなんて言う必要はないんですよ。ちゃんとふんは回収しましょうねと書いたらいいんですよ。そういう表示に変えてもらえませんかということのほうかむしろ現実をきちんと踏まえた方針になるんじゃないですかということ言ってるんです。どうですか。

○議長（吉村裕之君） 中川理事！

○理事兼事業部長（中川 保君） 議員御指摘のとおり、犬を飼われる方のマナーもかなり向上しているというふうに町長の答弁でもございましたが、そのような状況も踏まえながら、犬の飼われている方の気持ち、それから犬が嫌いな人の気持ちもありますが、最大多数の幸福というんですか、より多くの方が安心して楽しく公園で遊べるような形というのを目指して、今御指摘の看板の内容については検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 検討ということは、変えることもあるけど、存続ということもあるよということで認めなさいということだけど、ちゃんとやっぱりしてもらわないと、これは状況が、独自の努力をしている方たちもあるわけだから考えてほしいと思います。

それで御相談を承ったときにびっくりするような話が出たのが大声で罵倒をするという、こういう方がおられるという話でございます。町長の答弁では、この方も何か町長室で会われたんですね、うなずいておられますから会われておるようです。罵倒というのがどんな罵倒なのかというのを被害を受けた方から私聞きましたので、議長すみませんが、ちょっと1回試しに罵倒の中身をここで1回やってみたいと思うんですけども、お許しいただけないでしょうか。

○議長（吉村裕之君） 質問の趣旨に必要な行為ということなんでしょうか、八尾議員。

○14番（八尾春雄君） そのとおりです。そのほうがリアルに分かっていただけるんじゃないかと思います。

○議長（吉村裕之君） 質問の趣旨に反しない範囲で許可しますが、しかし議場であるということと、傍聴者が多数おられますので、表現に当たりましては、言葉、行為、音量、ちょっと配慮していただくということと、演技に当たりまして起点終点きっちりと区分してください。

○14番（八尾春雄君） 今からやってみますけど、聞こえますね、大丈夫ですね。一つの事例ですけど、こんな感じだそうです。

「おい、あの看板読んでないのか。犬みたいなもん、連れてくんな」と罵倒するんですって。これで終わります。私みたいなおっちゃんでしたら、あんた何言うてるのと聞きますけど、かよわい方はびっくりして、公園に行けなくなっちゃったと、こういう方もあるので、少なくとも、もしそれが不満だというなら、もしもして、犬を連れてこられている方はすみませんけど、ちょっとここは控えていただくようお願いしている場所なんで、何とかお考えいただけませんかやろかと、こういうふうに穏やかに言うのであれば、何も愛犬家の方は心配しないでですよ。だけどそんなこと言うから、びっくりしちゃってこんなことになる。これについて、愛犬家の方と協議されたときに、町長はもうはっきり言いますが、これは人権問題だというふうに言われたんですね。なぜそんなことを言ったんですか。人権問題だと。覚えてませんか。

○議長（吉村裕之君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） ちょっと反問権で申し訳ございません。

○議長（吉村裕之君） 許可します。

○町長（山村吉由君） 愛犬家がそうおっしゃったということですね。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 愛犬家の方から承ったところによれば、町長の口から、これはそうなる人権問題になりますねということを質問されたそうです。だからそういう認識に立たれたのかなと思っております。

○議長（吉村裕之君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 状況によっては本当に人格を否定するような言動があるとやはり人権を損なうということにもつながるおそれがあるという意味で、人権問題にもつながるおそれがあるということも申し上げました。また、警察沙汰にするという話も双方からございましたし、そういうことにならないようお互いの立場を尊重しながら対応していただく。平和に暮らしていただくということもお願いをしておりますので、そんなに人権を振りかざすとか、憲法に権利があるとか、そういうことを言ってしまうと、全てが収まらなくなりますのでお互いしっかりよく話し合いをしながら、お互いの立場を理解していただくという思いで申し上げたところでございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） そういう危険のある行為だということを認識されたいんですが、大声を出す方はしょっちゅう警察に連絡をしてどうしたものかと、こういうことに地域ではなっているそうでございます。大変私も心配をしております。この方も地域で引き続き生きていけるように、生活ができるようにしてもらいたいものだというふうに思っているわけでございます。

副町長にお尋ねしますが、私、これ人権擁護委員の系の住民課を通して御相談をしたことがありますね。その後、何か動きをされましたか。

○議長（吉村裕之君） 松井副町長！

○副町長（松井宏之君） その件に関しましては、人権擁護委員でありますシルバー人材センターの森川理事長のほうから私のほうにちょっと御相談がございました。その内容につきましては、今詳しくというか、それは八尾議員のほうから直接理事長のほうに御相談をされたということで、そういう相談があったということだけの相談でしたので、内容につきましては

ては、詳しい内容というのは、そこまで把握をしておりません。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） それでは、これはこれで結構です。そういう問題が発生しているということを認識をいただいたらいいと思います。

二つ目にいきます。コロナワクチン接種の明確な遅れについてであります。

私、7月5日の10時にさわやかホールに行きました、ワクチン接種でね。その日に来てくださいと言われたから行ったんです。ところが接種できませんと。どうしてですかと。医者に来ておりませんという説明がありまして、急遽待っておられる方に町長が頭を下げていますとあります。たまたまでございます。私、別に狙い打ちして行ったわけじゃないです。そんなことになっているんですね。しかし、これワクチンの接種の本部は、町長ちゃうでしょ、松井副町長ですね。これ副町長がおられるんだったら、副町長が皆さんの前で謝るか、あるいはその前段として係でございます福祉部長である北橋さんから、今日は申し訳ないこととございますと謝るべきでなかったのかなと思うんですね。そういうことを副町長も町長も実務に対して、きちんと事前に確認を取るという作業が怠っているのだからこういう問題が起きているんですね。だから部下に対して適正なる指導をしていないんじゃないかと私は疑っているんですけども副町長、どうですか。

○議長（吉村裕之君） 松井副町長！

○副町長（松井宏之君） 7月5日の件に関しましては、朝から部長のほうから電話をいただいて、初めてそういう先生が来ないという確認ができたということで、急遽、町長と二人現場のほうへ走ったということでございます。その辺の謝罪につきましては、私どもどういう状態になったと聞くまでに医者の手配をしなければならないということで、私がその後、国保のほうに走ったというのが現状でございます。町長のほうはその間、代表ということで謝罪をいただいたということで、その辺につきましては、町長が謝罪、私は医者来なかった分の手だてをするということでいろいろ走ったということで御理解いただけたらと思います。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） けどね、あれだけ広陵町がべたべたで毎日の放送でも10%に到達しないと、どうなっているんやと。我がまちは恥ずかしいぐらいの思いをしているということで住民の間で話題になっていた、その最中に、いよいよ6月21日から始まったということだったら、よほど重要な事業であるという認識の下に、確実にこの仕事をなさなければならないと。もし、申し訳ないけど、北橋さんが実務上、そういうことがあまり得意じゃないというんだったら、毎日毎日、北橋君、ちゃんと正午には自分のところに来なさいと、報告を全部やりなさいということだって具体的に指導せなあかん立場ですやんか。そういう認識になってなかったんですか。

○議長（吉村裕之君） 松井副町長！

○副町長（松井宏之君） 当然今御質問あったように、その都度、やはり一番大切なのは、接種と、それから接種する側の医者の確保というのが一番肝腎というところでございます。その辺のことににつきましては、必ずそういう体制ができていくということで体制のほうは担当のほうに任せていたという部分はございます。その辺につきましては、私本部長でありながら、その辺の十分な確認はできていなかったというのは、ここで改めておわび申し上げます。

す。その中で、それ以後に関しましては、遅いですが、弁解になりますが、きちっとした形で確認を取らせてもらって体制のほうは整えているというのが現状でございます。たまたまこの5日が当然、予約をしているものということで、ワクチンのほうは進めていた中で、ちょっと食い違いがあったというところでございますので、それで御了承をいただきたいと思えます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） もう少し具体的に言うと、5・6・7日で医師の手配をしていたと思っていたが、実際には7・8・9日だったと、こういうことですね。手を挙げたので何か言いたいんだと思いますが、北橋部長も一言コメントしてください。

○議長（吉村裕之君） 北橋福祉部長！

○福祉部長（北橋美智代君） 本当に最終的に私の確認不足により、こういう事態になったというところで、当日、それぞれに医師の、どうしてもその日来ていただく方に接種をしていただきたいという思いから医師の段取りをさせていただいておりました。ただ、本当にその場でいろいろな連絡事項が十分に伝わらないというところがございますので、発信をさせていただく時期等が遅くなっておりましたのは私のほうで反省をさせていただいております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 私、今回の質問で医師の対応はどうだったのかということを知っております。これ聞きようによっては医師の側が非協力的で問題だというふうに主張しているように聞かれる方もあるかもしれません。私はそういう趣旨で言っているわけではない。医師に対して日常的に広陵町の医療行政に対して協力してもらいたいということをきちんと申し述べて、円満な関係を築く努力しているんですかということを知りたいのでそうしたわけです。広陵町のホームページに町長への手紙という制度がございます。この間、急増しております。令和3年に入ってから。今18まで私確認しましたね。半分以上がコロナワクチンの問題でございます。恐らく医者ではないかと思われる方の投稿もありまして、奈良県からの研修医の応援も既にいるはずですよ。中身は御存じのようですね。だから医者としては、医者が来なかった、来なかったなどと言って、医者が非協力的ですっぽかしたと違うぞ。私らは一生懸命やっているんだと、こういうこともちゃんと認識した上で対応してもらいたいと、こういうことを言ってるんだらうと思います、この町長への手紙はね。やっぱり事実、そのとおり言っておかないと、これから広陵町の開業医の皆さんと、広陵町の医療行政がきちんと円満にやっていくということはできませんので、その点御配慮をいただきますようお願いしたいと思います。

次に、参ります。公民館であります。

それで、実は今度の議会の一般質問の通告書は7月5日に出せとこうなっていますね。それで7月2日全員協議会だと招集がかかって、これが出てきたんです。それで109ページあるんですが、私95ページは何とか読んだんですけども、あとどうしても時間的にちょっと足りないのを読めなかったんです。それで89ページ、議員各位もお持ちであれば広げてもらったらいいんですが、89ページにこんなことが書いてあります。「広陵中央公民館かぐや姫ホールについては、現在広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会が設置され、検討がなされているところです。築年数47年と老朽化が進んでおり、長寿命

化には既存不適格部分の改修も必要となるなど、今後必要となるコストや利用実態を踏まえた対応方針が求められます」と問題を提起したことは確認ができました。ところが問題はその後でございます。町長は今度の所信表明で、8ページにこういうことを書いておられます。「中央公民館の建て替えにつきましては、私の任期中にめどをつけたいと考えており、公共施設等総合管理計画を踏まえながら各方面と協議してまいります」と、こう言ってるわけです。めどをつける。なかなか微妙な表現になっておるわけでありまして。それで先ほど申された答弁の中身で町長はいろいろ言ってるんですけども、結局めどをつけるというのは、令和7年の6月までが任期なわけだから、それまでの間に、私は建て替えについての予算をきちんと提案して、議会に判断してもらいますよ、そこまでするよということをこの所信表明で言っておられるんですか、それとも違うんですか。

○議長（吉村裕之君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） めどという言葉は明確でないという御指摘でございますが、予算を確保して皆さんにお示しするというのもめどでございますし、計画書を確定させて、その計画書に基づいて事業を進めていただくということをしっかりお示しするというのもめどでございますので、建て替えそのものを複合化する方向になろうかと思いますが、そういったことをしっかりと方針を立てる、予算の確保もするということをめどを立てた上で皆さん方にお示しするというところでございます。その結果、また議会で御判断いただきたいと思います。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 答弁書にはこう書いてあるんですよ。「中央公民館、役場庁舎、グリーンパレス、中央体育館の老朽化が進行著しいところであり、建て替え、複合化、リノベーション等の方針を私の任期中にまとめたいと考えております」と。方針を私の任期中にまとめるということと、めどを立てるということと一致するのかなと。しないんじゃないですか。それは個人のところで覚悟を決めるというだけのことだから。今度の審議会の中に、もっと事務方を担っている町の側がもっと具体的なデータとか提案など、資料などを議員各位に対して示すということが事実上なされていないということが問題なんじゃないかと。

そこで一つ提案なんですけれども、吉田部長、すみません、県庁に研修ということで行かれた時期がありますね。うなずいておられます。県の仕事がどんな仕事なのか学習すると同時に、県庁の職員ともそれなりに親交を深められて、いろいろな問題でその後も問題が起きて自分のところで処理ができないときにちょっと教えてくれと、困っているねんということも何度かはあったんじゃないかと思います。町長が知事に聞いたら格好悪いですから、部長のところでお知り合いのこういうことに詳しい方をちょっと紹介してくれないかということで頼んだりして、それで必要な国からのお金をどこからひっぱれるのかということをやちょっと調べて教えてくれんやろかということをお願いされるということだってあるんじゃないかと私思っているんですよ。どうですか、していただけますか。

○議長（吉村裕之君） 吉田総務部長！

○総務部長（吉田英史君） 私も1年間県に研修に行かせていただきました。職員の中でも県に研修に行った職員はたくさんございます。研修に行ったときに、県の方とのつながりというのも大切にしておりました。そのつながりにつきましては、今現在も続いている方もいらっしゃるし、何か困ったことがあった、相談したいことがありましたら県庁に出向いて相談させていただくことも今現在もございます。それは、各個人個人のつながりも各職員

もたくさん持っておりますので、そのあたりで相談をさせていただくということは可能でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 可能だとは言えども、やりますとは言われないわけで、そこまで私答弁を今日は求めません。お隣でこやかに笑っておられる奥田部長もたしか県庁のほうで研修をされたというお話を承っておりますから、例えば協力して、おい、誰に頼んだらいいかなと言って早速やってもらえませんか。そのときに町長の名前を出したらあきませんで。町長の名前を出したら最終責任者ですから、それで決まりだというふうになるから、根回しとしてそういうことだってやってくださいねということをやっぱり考えてみるべきじゃないかと。それを審議会のメンバーのところに、これはまだ議題にはしません。話し合いには入りませんが、調べた結果、こういうことが可能だという、そういう資料は提出をして議題にしてくださいということでお願いすれば、これは建て替えに向かっていよいよ町も頑張っているなど、こういうふうになるんですけれども、そういうことを全く取り組まないであり方検討委員会だけを先行するということになれば、時間稼ぎになっておらないかと不安になると思うんですけれども、今度は奥田部長どうですか。

○議長（吉村裕之君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） まず前段のところ、いわゆる財源の話をしていただいたかと思えます。これについては、吉田のほうも申しておりましたけれども、私も含めて県のほうに研修期間等もありましたので、県の職員の方、存じております。いろいろな有利になる財源ですね、県を通じて、また国等のほうにも問合せしながらできる限り町の一般財源を少なくして施設を整備するというのは、これは基本原則でございます。ただ、一つそこで問題になってきますのは、今後その施設を建てるとなれば、50年、60年、場合によっては80年もっていくわけです。今の補助制度を活用しますとどうしても補助の縛りというものが出てきますので、30年、40年たったときに、その社会のニーズであるとか、そのときの使われる方々のニーズに沿うたような公共施設であり続けることができるのかというのは、これは疑問が残るところでございますので、そういった財源の確保の仕方というのは、従来型のそういう県であるとか、国の補助以外に、やはりしっかりと民間資金を活用するようなやり方も入れて、複合化を図るというのは適切であるというふうに考えております。前段の部分はそのあたりでよろしく願いいたします。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 予期しない答弁をして民間資金などと言われましたけれども、それについては別途議論をする必要があると思います。

これ町長、配られたんですね、この間の町長選挙の前にね。うなずいておられますから。これ、しかし発行者が書いてないんですよ、発行人不明、怪文書でございます。この中に中央公民館の建て替え問題には一切触れていない。だからよほどやる気がないのかなというふうに住民は感じているところであります。ただども事務方がしっかり調査をして、数字も含めて見通しも明らかにして、問題点も明らかにして、審議会のメンバーに議論してくださいよというふうに提示すれば、それはまたそれで道筋が光るんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ御尽力をいただきたいと思うものでございます。

4番目に行きます。35人学級です。

隣の河合町で、国は令和3年度から2年生が35人、来年在3年生まで35人と順繰りに上がっていくという、こういうことが決められたんですが、河合町では令和3年度から町独自の施策として35人学級を国に先行して実施すると、こういうことを言ってるわけです。第二小学校の当該学年は、町費講師増員で20人台のクラス編成になる予定でと、こういうことを議会で答弁されたようであります。把握しておられたら、なぜこんなことができたのか教えてください。

○議長（吉村裕之君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 河合第二小学校は昨年から結局一つになりまして、河合第二小学校になりました。その関係でいわゆる35人学級ということでは、例えば2学級であれば、71人、70人までは35人で割ったら2学級になりますけれども、71人から3学級に変わりますよね。それで20人になっているという形になったと思います。そういう関係で河合のほうは、二小がそういう形になってしまって、増えてしまった状況の中で、どうしても35人、だから例えば本来であれば、35人、だから70人までの間で割ったら2学級なんですけれども、それを3学級に変えはったということです。そういう形で講師、いわゆる町費講師を当てられたので70人を3で割ったら二十三、四人になりますよね。そういう関係のことになったということで私は聞いております。その関係で常勤講師というか、町費講師を当てられたということです。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 私の認識とほぼ一致しております。ですから、町が県の教育公務員を確保するという道はなかなか難しいので、町費で賄う先生を確保するというところで努力をされた結果でございます。だから、法律でそうなっているのは、最低の基準を決めているのですから、できるだけ速やかに35人学級ということで踏み出していただく必要があるんじゃないかと。ぜひ教育委員会には頑張ってもらいたい、このように思っております。

5番目に行きます。図書館であります。

答弁書の印象は八尾は何やら特別の立場になった人物の資料をどんと図書館に並べたいんやなと、こういう危惧を持っておられるような答弁書でございました。私、そんなことは全然思っておりません。これが今度7月24日・25日に開催される坂野平一郎さんの蔵書ですね、お披露目をするということです。町長も何か御挨拶に来ていただけるということでありがたく思っております。こういうのはやっぱり宝ですからね。それで集まった資料というのは、見る人が見れば大変貴重な資料だというのは分かるんですが、全然関係のない生活をしておりますと、何やこれとは。古文書なんてそんなものでしょう。だけどもちゃんと収集をして保全をしておく必要があるのではないかと。私が近所で聞いているのは、坂野平一郎さんは、著名な方で地域の郷土史家ということになっておりますけれども、いろんな分野でいろんな活躍をされている方が広陵町にもおいでになります。それぞれの専門分野で実績を上げられて、天皇陛下から表彰されるという方もおいでになるわけでありまして。そういう方々の実績だとか、功績ということをやっぴりきちんと広陵町で確保しておく。これは歴史資料館というふうにする場合もありますけれども、図書館法にもそのような規定があります。図書館は郷土資料、地方行政資料を美術品云々ということで留意して集めなさいということを書いてあります。図書館の職員が図書館の資料について十分な知識を持って、その利用のための相談に応ずるようにしなさいねというのが図書館法で決められているわけです。

先日、図書館に行って館長にちょっとお会いしました。私の持っていることをちょっと相談をかけたら、八尾議員申し訳ありません。人が足りませんので御期待には添えませんが、にべもなく断られてしまいました。古本屋に持ち込んでくださいと。BOOK・OFFに持っていけということですよ。BOOK・OFFに持っていくと、1冊1円とか2円とかで買ってくれるんですけども、しかしその事の重要性がちゃんと分かって保全するのとまた違うので、これは困った問題だなというふうに言うておりました。

それともう一つ、図書館司書のライセンス、資格を持って仕事をしておられます。これは物すごいプライド。これは一般職の職員さんとは異なる。そういうプライドを持って仕事をしておられます。だからこれは教育委員会事務局長さん、すみませんが、図書館の今後の在り方についてどうしたらいいのかと。人が足らんと八尾が言うのとたぞと事実をちゃんと言うていただいて、どうしたらいいのやと。おれはどう動いたらいいのやということをお教えしてくれと、すぐに図書館へ行って館長と協議していただきたいと思うんですが、その点どうですか。

○議長（吉村裕之君） 池端教育委員会事務局長長！

○教育委員会事務局長（池端徳隆君） 擁護するわけではございませんけれども、人の面もあると、人員の面もあるというふうに申し上げたと思います。私、議員が行かれて、そういうことの報告はすぐ後に受けております。それも電話ではなしに直接来て、これこれこういうことでしたというところでございます。この答弁も否定ばかりみたいになっておりますけれども、決してそういうAさんだからBさんだからと、そういうふうなもので書いた趣旨ではございません。あくまでも実情を考慮したときに、このような状況であるというところで御理解をいただきたいと。広陵町の図書館は町立の図書館として広く喜んでいただいております。これはこのとおり継続していかなければならないと思います。資料の保存ということであれば、国会の図書館とかおのおのにカテゴリ、責任が決まっております。そういうことを申し上げたいのではないんですけれども、人員も面も含めまして、図書館のほう、しっかりと御期待に添えるようには、頑張らせていただきたいと思いますが、この資料の寄贈に関しては、御理解をいただきたい、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） ありがとうございます。めったにそんなこと私しないものですから相手大分緊張していましたわ。意図を持って会いに行ったわけですけども、きちんと教えていただいたので参考になりました。

それで議員のところは書き込みができないので、借りた本に。私ほとんど図書館を利用しないので、政務活動費を有効に活用して、購入をして勉強をしているわけですけども、これから図書館も十分に駆使して、電子図書館というのもありまして、図書も貸借もしていただけるという制度がありまして、しばらく使っていなかったんですけども、勉強になりましたので、今後頑張って利用していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（吉村裕之君） 以上で、八尾議員の一般質問は終了しました